

多賀城市告示第 4 2 - 3 号

令和 7 年度多賀城市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 8 日

多賀城市長 深谷 晃祐



令和 7 年度多賀城市危険ブロック塀等除却事業補助金交付
要綱

(趣旨)

第 1 条 市は、道路に面したブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保するため、危険なブロック塀等を除却する者に対し、予算の範囲内において多賀城市危険ブロック塀等除却事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、多賀城市補助金等交付規則（昭和 5 0 年多賀城市規則第 1 8 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、れんが造その他組積造による塀をいう。

(2) 道路 多賀城市耐震改修促進計画（令和 3 年 4 月策定） 5 - 2 -

1 に規定する避難路をいう。

(3) ブロック塀等実態調査 宮城県又は市が行うブロック塀等実態調査をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 除却しようとするブロック塀等の所有者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有していない者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすブロック塀等について、その全部を除却し、又は道路の路面から50センチメートル以下の高さ若しくは安全と判断される高さまで除却する事業とする。

(1) 多賀城市内に設置されていること。

(2) 道路に面していること。

(3) 道路の路面からの高さが1メートル以上（擁壁上の場合は当該擁壁の上面からの高さが40センチメートル以上）であること。

(4) ブロック塀等実態調査において危険であると判定されたもの又は自然災害、経年変化等により危険であることが確認できるもの

- 2 前項の規定にかかわらず、市又は他の団体からブロック塀等の除却に関する負担金、補助金等の交付決定を受けている場合は、補助事業としない。

(補助金等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ブロック塀等の除却工事に要する費用とし、除却延長1メートル当たり80,000円を限度とする。

- 2 除却工事は、請負契約による工事とすることを原則とし、自己施工による場合は、補助対象経費の対象外とする。

- 3 補助金の額は、補助対象経費に6分の5を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、375,000円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条に規定する申請は、多賀城市危険ブロック塀等除却事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 現況写真（除却するブロック塀等の状況が確認できるもの）
- (4) 除却するブロック塀等が申請者の所有に属することがわかる書類
- (5) 補助対象要件確認書（様式第2号）
- (6) 誓約書（様式第3号）
- (7) 除却工事費の見積書の写し（内訳及び明細が明記されたもの）

(8) 消費税仕入税額控除確認書（様式第4号）（申請者が法人又は事業を営む個人である場合に限る。）

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等（以下「審査等」という。）を行い、当該申請が適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該申請をした者に対し通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに事業に着手しなければならない。

3 市長は審査等により、当該申請が不適当と認めたときは、補助金の不交付を決定し、当該申請をした者に対し通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助対象事業の変更、中止又は廃止をする場合は、あらかじめ多賀城市危険ブロック塀等除却事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第5号）により市長の承認を受けること。ただし、市長が補助事業を遂行する上で適当と認める軽微な変更にあつては、この限りでない。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(申請の取下げ)

第 9 条 規則第 7 条第 1 項の規定による取下げは、多賀城市危険ブロック塀等除却事業補助金交付申請取下届出書（様式第 6 号）により行うものとする。

(実績報告)

第 1 0 条 規則第 1 1 条の規定による実績報告は、多賀城市危険ブロック塀等除却事業補助金実績報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添付して、補助事業が完了した日から 3 0 日以内に行わなければならない。

- (1) 除却工事の請負契約書の写し
- (2) 除却工事費の領収書の写し
- (3) 事業内容が確認できる写真（施工前、施工中及び施工後の状況が確認できるもの）

(補助金の額の確定等)

第 1 1 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、当該報告に係る審査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、速やかに補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第 1 2 条 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けたときは、請求書（様式第 8 号）を補助事業が完了した日の属する会計年度の 3 月末日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求に基づき、補助金を

交付する。

（立入り検査等）

第 1 3 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員にその事務所、建築物等に立ち入らせ、関係者に質問させることができる。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業が適切に図られるよう必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（調査に対する協力）

第 1 4 条 補助事業者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

（書類の整備）

第 1 5 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類の全てを備え付け、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（委任）

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、都市産業部長が定める。

附 則

この告示は、令和7年4月18日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。

多賀城市危険ブロック塀等除却事業補助金交付申請書

年 月 日

多賀城市長 殿

申請者 (〒 -)

住 所

氏 名

電話番号

下記のとおり補助金の交付を受けたいので、多賀城市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

事業の場所	多賀城市	
事業予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
塀の種類	☐ コンクリートブロック造 ☐ 石造 ☐ れんが造 ☐ その他()	
塀の寸法	高さ _____m 、延長 _____m	
除却範囲	☐ 全部除却 ☐ 一部除却(残存塀等の高さ_____m)	
補助申請額 (算出根拠)	_____円【上限375,000円】【1,000円未満を切り捨て】 (除却に要する経費 _____円×5/6=_____円)	
除却後の予定	☐ 生垣 ☐ フェンス ☐ その他()	
工事施工者	住所: 名称: 電話:	
添付書類	☐ 位置図 ☐ 配置図 ☐ 現況写真 ☐ 自己所有であることがわかる書類	☐ 補助対象要件確認書(様式第2号) ☐ 誓約書(様式第3号) ☐ 除却工事費の見積書の写し ☐ その他

■多賀城市記入欄

事業対象避難路

収受印

通学路	☐ 多賀城市教育委員会が指定した通学路	収受印
道路種別	☐ 建築基準法第42条第1項第()号 (道路名称:) ☐ 建築基準法第42条第2項 現況幅員 _____m	

補助対象要件確認書

多賀城市危険ブロック塀等除却事業補助金の交付申請において、申請するブロック塀等について下記項目を確認し、補助金の交付対象となることを確認しました。

要 件	確 認 内 容	確認結果	
		対 象	対象外
1 所在地	多賀城市内に設置されている。 （多賀城市外に設置されている場合、通学路に面している。）	はい	いいえ
2 立 地	道路に面している。 ※建築基準法第42条等該当道路（市に対象確認）	はい	いいえ
3 形 状	塀等の高さが1メートル（擁壁上の場合は40センチ）以上ある。	はい	いいえ
4 除 却	残存塀の高さが道路から50センチ以下又は安全な高さとなる（擁壁上の場合は市に確認）。	はい	いいえ
5 危険性	下記項目で1つ以上適合がある。	はい	いいえ
ブロック塀等 実 態 調 査	宮城県又は多賀城市から「危険度（1～3）」の調査結果通知を受けている。	はい	いいえ
傾 き	目視により、傾いてることが確認できる。	はい	いいえ
ひび割れ	目視により、ひび割れ等の損傷が確認できる。	はい	いいえ
ぐらつき	人の力等でぐらつきがある。	はい	いいえ
建築基準法	建築基準法施行令第61条又は第62条の8等の規定基準で不適合がある。	はい	いいえ
確認結果	全ての対象要件を満足しているので補助金交付申請が可能 確認者の職・氏名 _____		

誓約書

多賀城市危険ブロック塀等除却事業補助金の交付申請に当たり、私は、下記のとおり誓約いたします。

記

- 1 除却するブロック塀等は、私が所有するものです。
- 2 除却工事に当たり、トラブルが生じないよう近隣に説明等を行い、トラブル等が生じた場合は、自身の責任で解決します。
- 3 除却工事に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を遵守します。
- 4 除却後、他の所有者や利害関係者等との間にトラブル等が生じた場合は、自身の責任で解決します。
- 5 除却後、塀やフェンス等を新たに設置する場合は、建築基準法をはじめとする各種法令を遵守します。
- 6 法令、条例、規則又は当該事業の補助金交付要綱等に違反したときは、補助金の交付の決定が取り消されること及び補助金の返還をすることを了承します。

年 月 日

住 所
氏 名

消費税仕入税額控除確認書

年 月 日

多賀城市長 殿

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

多賀城市危険ブロック塀等除却事業補助金交付申請における補助対象工事費に係る消費税額については、下記のとおりです。

記

※ 次の□のいずれかにチェックを入れてください。

☐ 消費税額を含めずに申請します。

☐ 次の理由により、消費税額の仕入税額控除を行いませんので、消費税額を補助対象経費に含めて申請します。なお、この事業に係る消費税額の一部又は全てについて、控除を受けること又は受けたことが発覚した場合は、速やかに報告し、消費税額に係る補助金相当額を返還します。また、多賀城市から消費税額に係る報告を求められた場合は、速やかに報告をします。

理由（次の□のいずれかにチェックを入れてください。）

- ☐ 1 消費税法における納税義務者でない。
- ☐ 2 消費税の免税事業者であり、かつ課税事業者を選択していない。
- ☐ 3 簡易課税事業者である。
- ☐ 4 上記1～3には該当しないが、補助対象費用に係る消費税については、控除対象仕入税額に算入しない。

※ 4に該当する場合は、確定申告後、速やかに控除対象仕入税額に算入していないことが分かる書類を提出してください。

多賀城市危険ブロック塀等除却事業補助金
（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日

多賀城市長 殿

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け多賀城市指令第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、下記のとおり（変更・中止・廃止）したいので、多賀城市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱第8条第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象所在地

多賀城市

2 （変更・中止・廃止）の理由

3 （変更・中止・廃止）の内容

※ 中止の場合は中止の期間及び再開の時期を、廃止の場合は廃止の時期を記載すること。

4 添付書類

多賀城市危険ブロック塀等除却事業補助金交付申請取下届出書

年 月 日

多賀城市長 殿

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け多賀城市指令第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、下記のとおり不服があるので、多賀城市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱第9条の規定により、申請を取り下げます。

記

1 補助対象所在地
多賀城市

2 補助金交付決定額
金 円

3 不服のある交付の決定内容又は決定に付された条件及びその理由

4 添付書類

・多賀城市危険ブロック塀等除却事業補助金交付決定通知書の写し

多賀城市危険ブロック塀等除却事業補助金実績報告書

年 月 日

多賀城市長 殿

申請者

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け多賀城市指令第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、下記のとおり事業が完了したので、多賀城市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

補助事業の期間	着手年月日	年 月 日
	完了年月日	年 月 日
補助金交付決定額	円	
添 付 書 類	☐ 除却工事の請負契約書の写し ☐ 除却工事の領収書の写し ☐ 事業内容が確認できる写真 (施工前、施工中、施工後写真各1枚程度)	

請 求 書

金 _____ 円也

ただし、多賀城市危険ブロック塀等除却事業補助金として請求しますので、下記口座まで入金願います。

年 月 日

多賀城市長 殿

申請者

住 所

氏 名

電話番号

記

金 融 機 関	銀 行 本 店 信用金庫 農 協 支店						
預 金 種 目	1 普通預金 2 当座預金						
口 座 番 号							
口座名義人名 (カタカナで記載)							

※ 口座名義が申請者と異なる場合は、下記委任状を記入してください。

委 任 状

年 月 日

申請者名

私は、多賀城市危険ブロック塀等除却事業補助金の受領に関する権限を下記の者に委任します。

記

住 所

氏 名

電話番号